

報酬額表

神奈川県行政書士会会員 【近田知成】

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

| 事 件 名 | 報 酬 額 | 備 考 |
|----------------|--------------------------|---|
| 法定相続情報一覧図作成 | ¥10,000円 | (戸籍取得報酬は別途かかります) |
| 相続手続きトータルサポート | ¥150,000円～ | 相続人・相続財産調査、相続関係説明図作成・遺産分割協議書作成・銀行等各金融機関手続き ② |
| 公正証書遺言遺言作成サポート | ¥100,000円 | 作成相談・必要書類等取り寄せ・原案作成・公証人打合せ・証人1人立合い料含む ① |
| 公正証書遺言証人業務 | ¥10,000円 | 公正証書遺言作成時証人として公証役場に同行 |
| 自筆証書遺言原案作成サポート | ¥65,000円 | |
| 自筆証書遺言保管業務 | ¥10,000円 | 年間契約型(都度更新) |
| 遺産分割協議書作成 | ¥65,000円 | |
| 遺言執行者受任業務 | 保有資産の2% 又は ¥300,000円～ | 遺言書作成関連業務としてお勧めします。 |
| 各種ご相談(相続・遺言) | ¥5,000円/1時間 | (面談場所・時間帯等応相談) |

※上記の金額は大まかな基準となります。それぞれの案件ごとに業務内容・報酬につきましては詳細な内容説明とお見積りを致しますのでその内容をご検討され納得して頂いた上でご依頼ください。

※手続き内における戸籍取得・印紙代・郵便料金・交通費等につきましては、別途実費として必要となります。

①公正証書遺言作成の場合、公証人手数料が別途必要です。

②相続人中に、判断能力が不十分な方・海外移住者・行方不明者・未成年等がいらっしゃる場合には、別途特別な手続きが必要となりますのでお見積りを確認の上ご依頼下さい。

③相続税申告・不動産名義変更等においては、他土業との連携となりますので詳細については別途ご説明差し上げます。

④業務をご依頼頂いた後の当該案件におけるご相談は何度でも無料です。



